

# つみたてNISA

つみたてNISAとは？

少額からの積立・分散投資により長期の資産形成を応援する非課税制度です。

平成29年11月申込みスタート！

平成30年1月より投資可能！！

## つみたてNISA 5つのポイント

- POINT ① 非課税投資枠は、**毎年40万円**まで(20年間で最大800万円)
- POINT ② 公募株式投資信託の譲渡所得・配当所得が**最長20年間非課税**※注
- POINT ③ 長期・分散投資に適した投資信託商品に限定。**全商品お申込手数料無料**
- POINT ④ 定期・定額での**積立投資**
- POINT ⑤ 一般NISAとつみたてNISAとは**1年毎に選択可能**(同年に併用はできません)

※注 制度期間2018年から2037年までの20年間

【つみたてNISAに係る当金庫からのお知らせ・確認事項について】

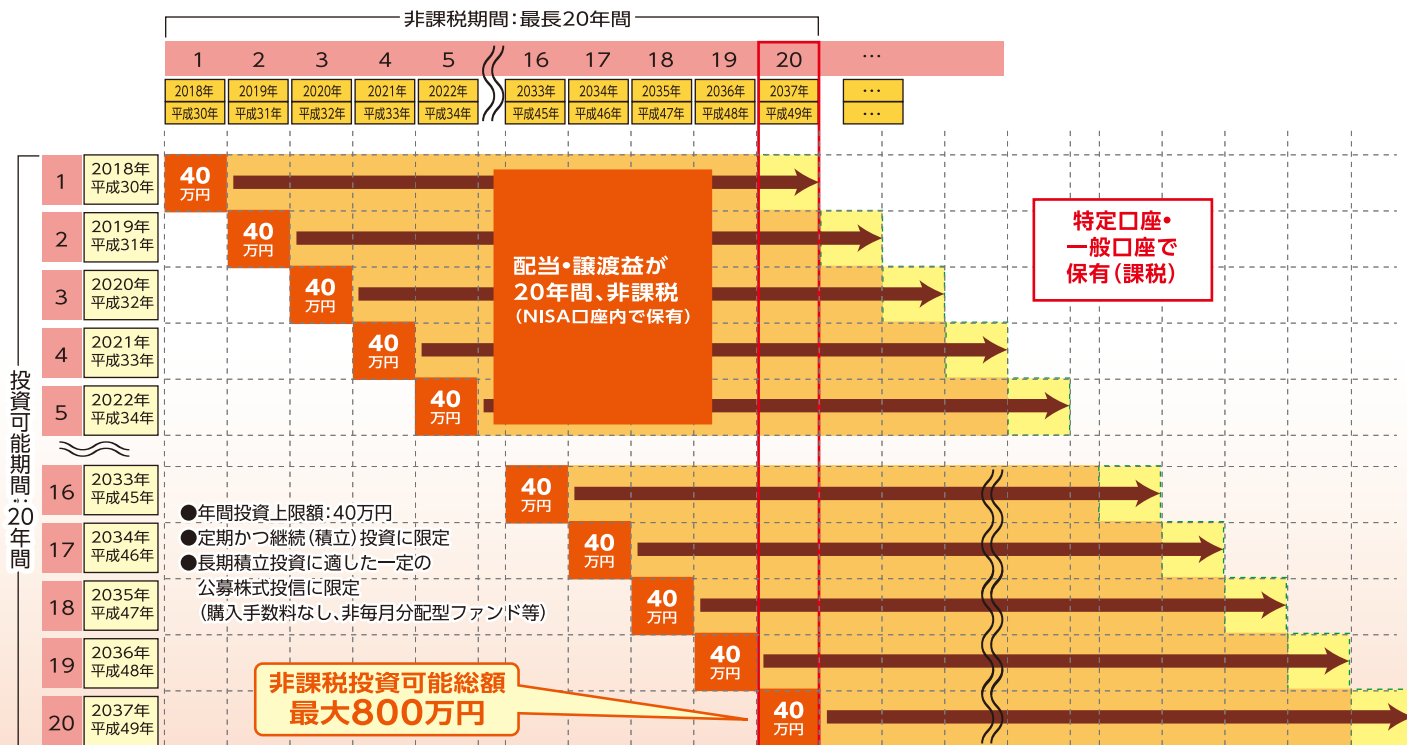
・つみたてNISAに係る契約(累積投資契約)により買付された投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。

・基準経過日(つみたてNISA(累計投資勘定)を設けた日から10年を経過した日、および以後5年を経過した日ごと)におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所を確認させていただきます。定められた確認期間内に確認ができない場合は、つみたてNISA(累積投資勘定)での買付ができなくなります。

記載内容は平成29年9月現在の税制・関係法令などに基づき記載をしております。

今後、税務の取扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値などは将来にわたって保証されるものではありません。

## つみたてNISAのイメージ



(出所：平成28年12月8日発表の平成29年度与党税制改正大綱より作成)



街の鼓動に敏感です  
**朝日信用金庫**

ホームページ <http://www.asahi-shinkin.co.jp/>

《本件に関するお問い合わせ先》 朝日信用金庫・個人営業部

フリーダイヤル **0120-700-921**

[ご利用時間] 月～金 午前9時～午後5時(当金庫の休業日を除く)

(平成29年11月1日現在)

事項	一般NISA※ <sup>1</sup>	つみたてNISA※ <sup>1</sup>	新設	ジュニアNISA
利用できる年齢	20歳以上	20歳以上		0歳～19歳
年間非課税投資枠	120万円	40万円		80万円
非課税投資総額	600万円 (120万円×5年)	800万円 (40万円×20年)		400万円 (80万円×5年)
投資対象	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託	信託期間が20年以上、 非毎月分配型等の 公募株式投資信託など		上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託
投資可能期間	2014年1月1日～ 2023年12月末まで	2018年1月～ 2037年12月末まで		2016年4月～ 2023年12月末まで※ <sup>2</sup>
非課税運用期間	投資した年から 最長5年間 (ロールオーバー可能)※ <sup>3</sup>	投資した年から 最長20年間 (ロールオーバー不可能)※ <sup>3</sup>		投資した年から 最長5年間 (ロールオーバー可能)※ <sup>3</sup>
払出し制限	なし	なし		18歳まで途中払出しに制限
口座名義人	本人	本人		子
運用口座の管理	本人	本人		親権者等が代理
金融機関変更	可能	可能		不可

※<sup>1</sup> 「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制となります。

※<sup>2</sup> 2023年以降も口座開設者が20歳に到達するまでは非課税にて保有可能です。

※<sup>3</sup> ロールオーバーとは、非課税期間終了後も、翌年の非課税枠を利用して同じ商品を継続保有することです。

## 当金庫のつみたてNISAラインナップ

投資対象	商品名
国内株式	たわらノーロード 日経225 たわらノーロード TOPIX
外国株式	たわらノーロード 先進国株式 たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり> たわらノーロード 新興国株式
バランス	たわらノーロード バランス(8資産均等型)

### ● つみたてNISAの投資対象商品

公募等株式投資信託(株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの)で、累積投資に適した商品性であるものとして以下の条件を満たす商品(投資信託会社が金融庁へ届出をしたもの)に限ります。

①信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること ②毎月分配ではないこと ③信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと ④その他一定の事項

## 一般NISA・ジュニアNISAのロールオーバー限度額が撤廃

改正

### ● 一般NISA・ジュニアNISA制度の改正点

平成26年にNISAで購入した投資信託が5年間の非課税期間満了後に平成31年の非課税枠に移管(ロールオーバー)できる限度額は、値上がりした場合でも、120万円まででしたが、今回の改正で全額移管が可能となります。これはジュニアNISAについても同様で、ジュニアNISA利用期間内にロールオーバーする場合、一般NISAへ切り替わった後にロールオーバーする場合のいずれも全額移管できることとなります。

制度の内容等詳細につきましては個人営業部またはお取引店までお問い合わせください。

### 投資信託ご購入にあたってのご確認事項

- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や発行者の信用状況の悪化、金利、為替相場の変動等により基準価額が下落し元本欠損が生じることがあります。
- 投資信託は、預金と異なり元本および分配金の保証はありません。
- 投資信託へのご投資には、ファンド毎に定められた手数料等をご負担いただきます。
  - ・お申込手数料 お申込代金に対して最大3.24%(消費税込)
  - ・信託報酬 ファンドの純資産総額に対して最大2.052%(消費税込)
  - ・信託財産留保額 換金時の基準価額に対して最大0.5%
  - ・その他費用 有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても、信託財産から差引かれます。その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率および上限等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客さまがファンドを保有する期間に応じて異なりますので、表示することができません。
- お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面をよくお読みください。